

11. 各種通知文等

R06-40160-00076
6 教 体 第 5 8 号
令和 6 年 4 月 1 5 日

各 県 立 学 校 長 様

児 童 生 徒 支 援 課 長
体 育 保 健 課 長
(公 印 省 略)

事 件 ・ 事 故 情 報 の 共 有 ・ 注 意 喚 起 に つ い て (依 頼)
(屋 外 で の サ ッ カ ー 活 動 中 に お け る 高 校 生 の 落 雷 事 故 の 発 生 に つ い て)

こ の こ と に つ い て 、 別 添 (写) の と お り 、 文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課 か ら 依 頼 が あ り ま し た 。

つ き ま し て は 、 落 雷 事 故 は 年 間 を 通 じ て 発 生 す る 可 能 性 が あ り 、 こ れ ま で も 校 舎 外 で の 学 校 行 事 実 施 中 等 の 学 校 の 管 理 下 に お い て 落 雷 事 故 が 発 生 し て い る 状 況 が あ る こ と か ら 、 落 雷 事 故 防 止 の た め の 適 切 な 措 置 を 講 じ て い た だ く よ う お 願 い し ま す 。

児 童 生 徒 支 援 課

多 様 な 学 び ・ 指 導 班 担 当 : 堀 川

TEL:095-894-3339 FAX:095-824-5965

Email: j-horikawa@pref.nagasaki.lg.jp

体 育 保 健 課

学 校 体 育 班 担 当 : 皆 良 田

[TEL:095-894-3393](tel:095-894-3393) FAX:095-894-3478

Email: n-kairada@pref.nagasaki.lg.jp



事務連絡
令和6年4月5日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 御中
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所管学校法人担当課
各都道府県・指定都市スポーツ主管課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
スポーツ庁地域スポーツ課

事件・事故情報の共有・注意喚起について
(屋外でのサッカー活動中における高校生の落雷事故の発生について)

下記のとおり事件・事故情報を共有します。
再発を防ぐため、留意事項を踏まえ、各校の備えを改めて確認する等対応について
よろしくお取り計らい願います。

記

発生日時	令和6年4月3日 午後2時半頃
被害状況	落雷により18名が病院へ搬送、うち1名が意識不明の重体
事件・事故の概要	サッカー部員が練習試合等の活動中に落雷に遭い、病院に搬送されたもの
再発防止のための留意事項	平成30年7月20日付け文部科学省通知「落雷事故の防止について（依頼）」において、「 学校の危機管理マニュアル作成の手引き 」（主な掲載P39）等の資料を参照いただくほか、 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること、厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近を意識する必要があること、気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」の発表状況や、実際にどこで雷発生の可能性が高まる予測となっているのかを地図上で確認できる「雷ナウキャスト」などの情報が掲載されているので、これらの情報を活用すること等について通知していますので、改めてご確認いただき、適切な対応の徹底をお願いします。
参考資料	平成30年7月20日付け文部科学省通知「 落雷事故の防止について（依頼） 」

※ 参考資料にはリンクを貼っていますので、クリックで資料に遷移します。

【担当】

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室防災教育係
電話：03-5253-4111（内線 2670）

スポーツ庁地域スポーツ課学校運動部活動係
電話：03-5253-4111（内線 3953）



30 初健食第 15 号
平成 30 年 7 月 20 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各国公私立大学担当課長
各公私立短期大学担当課長
各国公私立高等専門学校事務局長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長 殿
大学を設置する各学校設置会社担当課長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
附属学校及び専修学校を置く各国公立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三 谷 卓



(印影印刷)

落雷事故の防止について（依頼）

落雷事故の防止については、これまでも各学校において適切に御対応いただいているところです。落雷事故は年間を通じて発生する可能性があり、これまでも校舎外での学校行事実施中等の学校の管理下において落雷事故が発生している状況（別添参照）にあることから、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成 30 年 2 月初版）及び学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」（文部科学省 平成 25 年 3 月改訂）等の資料を参照いただくほか、下記の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

記

- 1 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- 2 落雷に対する安全対策に関する科学的知見（日本大気電気学会編「雷から身を守るには－安全対策 Q & A－改訂版」（平成 13 年 5 月 1 日発行））によれば、厚い

黒雲が頭上に広がった際には、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていても、落雷を阻止する効果はないこと。

また、気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」の発表状況や、実際にどこで雷発生の可能性が高まる予測となっているのかを地図上で確認できる「雷ナウキャスト」(<https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html?areaCode=000&contentType=1https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder2-1.html>)などの情報が掲載されていますので、これらの情報も御活用ください。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課にあつては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課にあつては、所轄の私立学校に対して、都道府県専修学校各種学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校各種主管課にあつては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、附属学校及び専修学校を置く各国公立大学法人担当課にあつては、管下の附属学校及び専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課にあつては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄のこども園に対しても周知いただくようお願いします。

【参考資料】

- 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月初版 文部科学省）
- 「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月改訂 文部科学省）
- 小学校教職員用研修資料（DVD）「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」（平成21年3月 文部科学省）
- 中学校・高等学校教職員用研修資料（DVD）「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」（平成22年3月 文部科学省）
- 小学生用（低学年・高学年）防災教育教材（CD）「災害から命を守るために」（平成20年3月 文部科学省）
- 中学生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために ～防災教育教材（中学生用）～」（平成21年3月 文部科学省）
- 高校生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために ～防災教育教材（高校生用）～」（平成22年3月 文部科学省）
- 「雷から身を守るには－安全対策Q&A－改訂版」（平成13年5月 日本大気電気学会）
- 防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」（平成25年4月 気象庁）

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校安全係
TEL 03-5253-4111(内線2917)

小・中・高等学校の学校管理下で近年発生した落雷による死亡・障害事故

[26年度給付]

○被災生徒：高等学校2年生男子

死亡障害種：電撃死

〈体育的部活動：野球〉

練習試合を実施していた。午後の開始早々に雨が降り、約20分後、雨も上がり雲も切れてきて青空も見えてきたので、公式審判員と両校の監督とで、試合を続投することになった。マウンドに本生徒が立ち、ボールを投げ、キャッチャーから返球されたその時、突然雷が本生徒の頭に落ち倒れた。救急車の手配、心臓マッサージ、AED等の救急処置を続け、その後ドクターヘリで病院に搬送され、措置を受けたが同日死亡した。

※「学校事故事例検索データベース」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)より

[18年度給付]

○被災生徒：高等学校2年生男子

死亡障害種：下肢切断・機能障害

〈学校行事：運動会・体育祭〉

体育祭の午後からの応援合戦中、本生徒がスタンドで応援していた際、近くで落雷があった瞬間、足から下半身にしびれが走った。

※「学校事故事例検索データベース」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)より

[15年度給付]

○被災児童：小学校4年生男子

死亡障害種：電撃死

〈登下校中：下校中(徒歩)〉

雨が降り、遠雷の音が聞こえていたが、本児童が下校を始めた午後2時頃は雨も降っておらず雷の音も聞こえていなかった。その後、また雷の音が聞こえ始めた。本児童は1人で下校中、雷が鳴り出したので、とっさに雷を避けようと農道に入り、持っていた金属製の水筒に落雷し、倒れたものと思われる。後ろから下校していた他の児童が助けを求め、救急車で病院へ搬送されたが死亡した。

※「学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点(平成16年版)」に掲載

6 教 体 第 8 8 号

令和6年5月10日

各県立学校長 様

体育保健課長

(公印省略)

水泳等の事故防止について（通知）

標記のことについては、これまでも水難事故の未然防止並びに衛生管理の徹底をお願いしているところですが、このたび、スポーツ庁次長から別添（写）のとおり通知がありました。

つきましては、上記通知並びに「プールの安全標準指針」に基づき、事故防止について適切に対応されるようお願いいたします。

【問い合わせ先】

長崎県教育庁体育保健課 学校体育班

担当：皆良田憲明

【TEL】095-894-3393

【FAX】095-894-3478

【Mail】n-kairada@pref.nagasaki.lg.jp



6 ス 庁 第 257 号
令和 6 年 4 月 30 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

ス ポー ツ 庁 次 長
茂 里 毅

水泳等の事故防止について（通知）

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところではありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております（別添1、2参照）。

については、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）（別添3）を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配慮願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いいたします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知を徹底するよう御配慮願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童生徒等に対する水泳指導等について」にも留意願います。このことについて、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して周知されるようお取り計らい願います。

記

1. プールの施設面、管理・運営面について

(1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあつては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

【参考】 スポーツ庁「学校における水泳事故防止必携 [2018 年改訂版]」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf

消費者庁「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

(3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

2. その他の留意事項について

(1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度的人数に編成すること。

(2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故も多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

【参考】 海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/>

公益財団法人B&G財団「水辺の安全学習アプリ」

<https://mizube-anzen.jp/>

(3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

スポーツ庁

電話：03-5253-4111（代表）

健康スポーツ課

担当：藤谷、富澤

（内線：2998）

kensport@mext.go.jp

[学校体育担当]

担当：岸、児玉

（内線：2674）

政策課企画調整室

skikaku@mext.go.jp

[学校運動部活動担当]

担当：行武

（内線：3953）

地域スポーツ課

tiikisport@mext.go.jp

[学校プール施設・社会体育施設担当]

担当：福田、泉

（内線：3773）

参事官（地域振興担当）付

stiiki@mext.go.jp



6 教高第 1 0 8 号
6 教特第 5 7 号
6 教体第 8 7 号
令和 6 年 5 月 2 日

各県立学校長 様

高校教育課長
(公印省略)
特別支援教育課長
(公印省略)
体育保健課長
(公印省略)

学校教育活動等における熱中症事故の防止について (依頼)

標記のことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長及び初等中等教育局教育課程課長、スポーツ庁政策課長及び地域スポーツ課長から別添(写)のとおり依頼がありました。

つきましては、貴校において、「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート」等の情報や、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和6年4月追補版)」を活用し、熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

また、令和4年7月25日付け4教体第201号で通知いたしました「運動部活動時における熱中症対策ガイドライン」や環境省ホームページ、参考資料等を参考として熱中症事故防止に必要な事項の理解及び周知をお願いいたします。

〈添付資料〉

- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和6年4月追補版)
- ・熱中症事故の防止に必要な取組や留意点が一覧できるチェックリスト(エクセルファイル)

【問い合わせ先】

高校教育課 キャリア教育班 担当：三好啓介
【TEL】095-894-3355
【Mail】k-miyoshi@pref.nagasaki.lg.jp
特別支援教育課 企画班 担当：酒井美香
【TEL】095-894-3402
【Mail】sakaimika@pref.nagasaki.lg.jp
体育保健課 学校体育班 担当：皆良田憲明
【TEL】095-894-3393
【Mail】n-kairada@pref.nagasaki.lg.jp

児童生徒等の熱中症事故を防ぐためには、それほど気温の高くない時期から適切な措置を講ずること、暑さ指数に基づいて活動実施を判断すること、児童生徒等へ事故防止に関して指導すること等が重要であり、こうした点も含め各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点を周知します。



6 教 参 学 第 5 号
令和 6 年 4 月 3 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各国公立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
安里 賀奈子
文部科学省初等中等教育局教育課程課長
武藤 久慶
スポーツ庁政策課長
先崎 卓歩
スポーツ庁地域スポーツ課長
橋田 裕

学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）

日頃より学校教育活動等における事故防止に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、令和5年度の夏の気温は、気象庁による1946年の統計開始以降、北日本・東日本・西日本で歴代1位（西日本は1位タイ）（参考1）となり、日本国内での熱中症による救急搬送人員数（全年齢）は91,467人（参考2）となりました。また、こうした状況において、学校の管理下や登下校中における熱中症は3,240件（参考3）が確認されています。

今年の夏は全国的に気温が高い（参考4）と予想されており、児童生徒等の健康被害を防ぐため、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、それほど気温の高くない（25～30℃）時期から適切な措置を講ずることや、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）に基づいて活動実施を判断すること、熱中症事故防止に関して児童生徒等へ適切に指導を行うこと等が必要です。

こうした点を含め、各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点を周知しますので、熱中症事故の防止について引き続き適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、本通知には「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）」を添付していますが、この中には各学校における熱中症事故対策のポイントを整理・確認することに役立つチェックリスト（別添3）を収録していますので、効果的に活用いただきますよう重ねてお願いいたします。

なお、熱中症事故の防止について、学校等において理解を深めるための研修会等を実施する際、医学的な見地について、学校の設置者から各地の医師会に対して協力依頼があった場合には積極的に対応いただけるよう、文部科学省から公益社団法人日本医師会へ依頼していることを申し添えます。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

なお、学校における働き方改革の観点から、別添3のチェックリストを効果的に周知・活用いただくなど、貴課において必要に応じて適切に御対応いただけますと幸いです。

記

1. 熱中症事故を防止するための環境整備等について

- ・ 活動中やその前後に適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整えること。
- ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、速やかに体を冷却できるよう備えるとともに、ためらうことなく一次救命処置（AEDの使用を含む）や救急要請を行うことのできる体制を整備すること。
- ・ 学校施設の空調設備を適切に活用すること。
- ・ 普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- ・ 室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱・気密性能の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であり、「環境を考慮した学校施設づくり事例集」（令和2年3月）を参考にしつつ、施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫をすること。
- ・ 幼児等が送迎用バスに置き去りにされた際、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことに十分留意し、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故を防止すること。なお、送迎用バスに設置された安全装置については、あくまでヒューマンエラーの防止を補完するものであるということを十分理解し、置き去り防止について万全を期すこと。
- ・ 学校の管理下における熱中症事故は、多くが体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生していることにも十分留意すること。
- ・ 休業日明け等の体がまだ暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いことや、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により熱中症事故が発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず熱中症事故防止のための適切な措置を講ずること。
- ・ 熱中症対策には、暑熱順化（暑さに徐々にならしていくこと）も有効であることから、気温が高くなり始めたら、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、適切に取り入れること。
- ・ 活動の前や活動中に暑さ指数を計測する等し、熱中症事故の危険度の把握に努めること。
- ・ 運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、特に教職員等の体制が普段と異なる環境で活動する際には、事故防止の取組や緊急時の対応について、児童生徒等も含めた事前の確認及び備えをしておくこと。
- ・ 感染症の流行時における児童生徒等のマスクの着用に当たっても、熱中症事故の防止に留意すること。

2. 各種活動実施に関する判断について

熱中症防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を、各学校における危機管理マニュアル等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識を図ることが重要です。なお、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数を用いることが有効です。（別添1）

暑さ指数は、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値を確認することができます。また、同サイトでは、環境省による熱中症警戒アラート（暑さ指数予測値に基づき、前日17時及び当日5時頃、熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合（暑さ指数が33を超える場合）に発令）や熱中症特別警戒アラート（暑さ指数予測値に基づき、前日14時頃、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合（暑さ指数が35を超える場合）に発令）の発令状況等も確認することができます。

なお、域内の暑さ指数の実況値・予測値、熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの発表の有無に係わらず、実際に活動する場所における熱中症の危険度を、暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行うことが重要であるに十分留意してください。

環境省と文部科学省では、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を令和3年5月に、この手引きの追補版を令和6年4月に共同で作成しています。これらの資料の詳細は後述（5.）します。

また、スポーツ活動における熱中症事故の防止については、公益財団法人日本スポーツ協会が「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」を作成しています。

これらの資料を活用するなどし、各種活動の実施等に関して適切に判断いただくようお願いいたします。

なお、暑さ指数に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期していただくようお願いいたします。

3. 児童生徒等への熱中症防止に関する指導について

熱中症を防止するためには、登下校時を含め、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導することが必要です。以下のような点をはじめとして、児童生徒等への指導について御留意いただくようお願いいたします。

- ・ 暑い日には帽子等により日差しを遮ること、通気性・透湿性の悪い服装等を避けること
- ・ 運動するときはその前後も含めて適切に水分を補給し休憩をとること、児童生徒等自身でもよく体調を確認し、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員に申し出ること
- ・ 児童生徒等同士で互いに水分補給や休憩の声掛け等を行うこと
- ・ 運動等を行った後は、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンするなど、体調を整えたいうえでその後の活動（登下校を含む）を行うこと
- ・ 体調不良等により下校やその他活動が困難だと感じた場合にはためらうことなく教職員等に申し出ること

なお、児童生徒等への熱中症防止に関する指導の観点から、保護者に対しても熱中症対策についての情報提供を行う等、必要な連携を図るようお願いいたします。

4. 休業日等の取り扱いについて

休業日等については、別添2の関連規定を踏まえ、次の(1)及び(2)を参考として、適切に御対応いただくようお願いいたします。

- (1) 各設置者及び学校等におかれては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無等を踏まえ、児童生徒等の健康確保に十分配慮した上で、必要に応じて、夏季における休業日延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮等をはじめとした対応について検討すること。

その際、本通知末尾の資料も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。

- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。

5. 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）について

環境省・文部科学省は、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症対策に係る学校向けの熱中症対策ガイドライン等の作成・改訂に資することを目的として、令和3年5月に「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（以下、「手引き」と言う。）」を作成しました。

このたび、作成から約3年が経過し、気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえ、その内容を一部追補する資料（令和6年4月追補版）を取りまとめました。

この追補版は、気候変動適応法等の一部を改正する法律の施行による制度の概要や最近の事件事例及び教訓、学校等における熱中症事故対応に関する事例を掲載するとともに、各学校等における熱中症事故防止に必要な取組や留意点が一覧できるチェックリストを収録しています。（別添3）

各学校設置者におかれては、本追補版の内容や地域の特性等を踏まえつつ、設置する学校等において熱中症対策の推進が図られるよう、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

【学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き・チェックリスト】

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

【参考サイト】

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト
<https://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・「熱中症環境保健マニュアル 2022」（令和4年3月改訂）
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○文部科学省

- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引き
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakiki_jisyou_al1.pdf#page=24
- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf#page=49>
- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き・チェックリスト
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm
- ・環境を考慮した学校施設づくり事例集
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・熱中症の予防（学校等での事故防止対策集）
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx

○公益財団法人日本スポーツ協会

- ・熱中症を防ごう
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html#04>



【担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係

電話：03-6734-2966

暑さ指数に応じた活動の目安の例

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活 活動の目安(*1)	日常生活における注意事項(*1)	熱中症予防運動指針(*2)
31℃以上	すべての 生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28～31℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人*は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

(「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和3年5月)」より)

※日本スポーツ協会「熱中症予防のための運動指針」等を基に作成

関連規定

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学期及び休業日）

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たつては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（追補版）に収録する
チェックリスト

(1) 日頃の環境整備等

<input type="checkbox"/>	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える
<input type="checkbox"/>	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る（必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり）
<input type="checkbox"/>	熱中症事故防止に関する研修等を実施する（熱中症事故に係る対応は学校の教職員や部活動指導に係わる全ての者が共通認識を持つことが重要）
<input type="checkbox"/>	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温 30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らしていくこと）を取り入れた無理のない活動計画とする
<input type="checkbox"/>	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える
<input type="checkbox"/>	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる体制を整備する （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AED の使用も視野に入れる）
<input type="checkbox"/>	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する
<input type="checkbox"/>	運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し児童生徒等とも共通認識を図る
<input type="checkbox"/>	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る
<input type="checkbox"/>	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する
<input type="checkbox"/>	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する
<input type="checkbox"/>	送迎用バスについては、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故防止を徹底する（安全装置はあくまで補完的なものであることに注意）

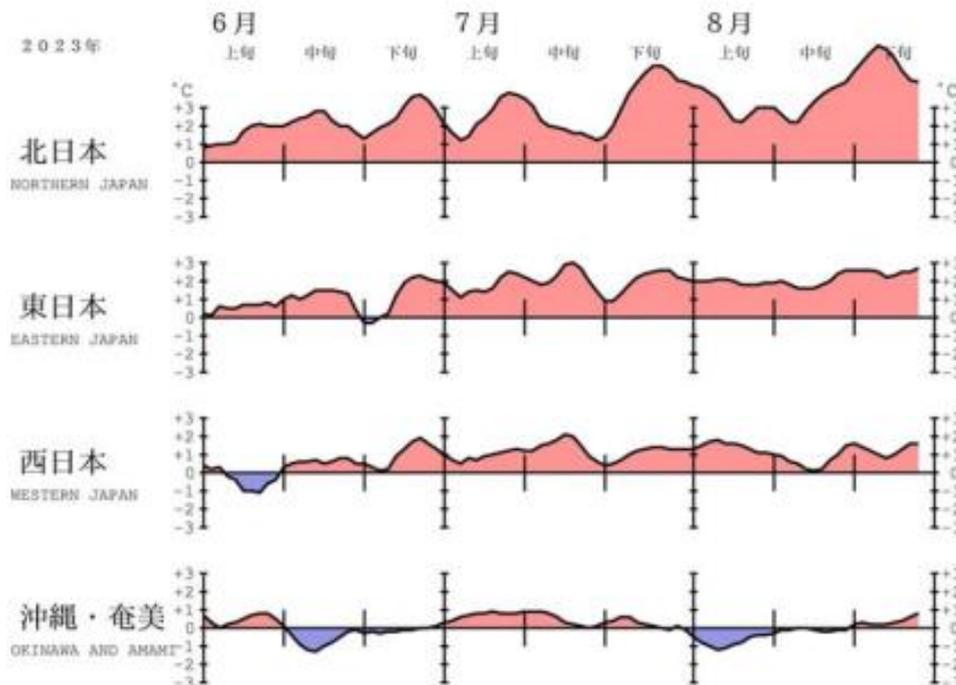
(2) 児童生徒等への指導等

<input type="checkbox"/>	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する (運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする)
<input type="checkbox"/>	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する
<input type="checkbox"/>	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する
<input type="checkbox"/>	児童生徒等のマスク着用に当たっても熱中症事故の防止に留意する
<input type="checkbox"/>	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動(登下校を含む)を行うよう指導する
<input type="checkbox"/>	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数(WBGT)を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する
<input type="checkbox"/>	児童生徒等同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する
<input type="checkbox"/>	校外学習や部活動の遠征など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に教職員等と共通認識を図る
<input type="checkbox"/>	登下校中は特に体調不良時の対応が難しい場合もあることを認識させ、発達段階等によってはできるだけ単独行動は短時間にしてリスクを避けること等を指導する

(3) 活動中・活動直後の留意点

<input type="checkbox"/>	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努める
<input type="checkbox"/>	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
<input type="checkbox"/>	児童生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する
<input type="checkbox"/>	熱中症発生時(疑いを含む)に速やかに対処できる指導体制とする (重度の症状(意識障害やその疑い)があれば躊躇なく救急要請・全身冷却(全身に水をかけることも有効)・状況によりAEDの使用も視野に入れる)
<input type="checkbox"/>	活動(運動)の指導者は、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する(運動強度の調節も考えられる)
<input type="checkbox"/>	運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する
<input type="checkbox"/>	児童生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する
<input type="checkbox"/>	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり、次の活動(登下校を含む)を行うことに注意する

気象庁資料
令和5年夏（6～8月）の気温の特徴



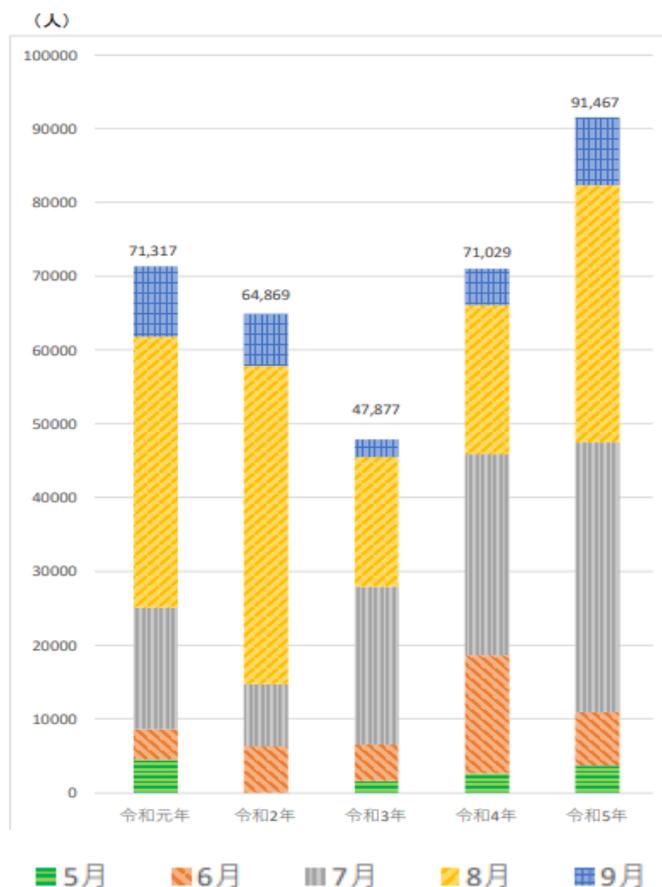
①2023年6月～8月の5日移動平均した地域平均気温平年差の推移(°C)

平年値は1991～2020年の平均値

- 北日本を中心に暖かい空気に覆われやすく、南から暖かい空気が流れ込みやすかったため、夏の平均気温は北・東・西日本でかなり高かった。
1946年の統計開始以降、夏として北日本と東日本で1位、西日本で1位タイの高温となった。(図①)

(令和6年3月25日 第6回熱中症対策推進会議資料より抜粋)

消防庁資料
熱中症による救急搬送人員の推移



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
5月	4,448	調査データなし	1,626	2,668	3,655
6月	4,151	6,336	4,945	15,969	7,235
7月	16,431	8,388	21,372	27,209	36,549
8月	36,755	43,060	17,579	20,252	34,835
9月	9,532	7,085	2,355	4,931	9,193
合計	71,317	64,869	47,877	71,029	91,467

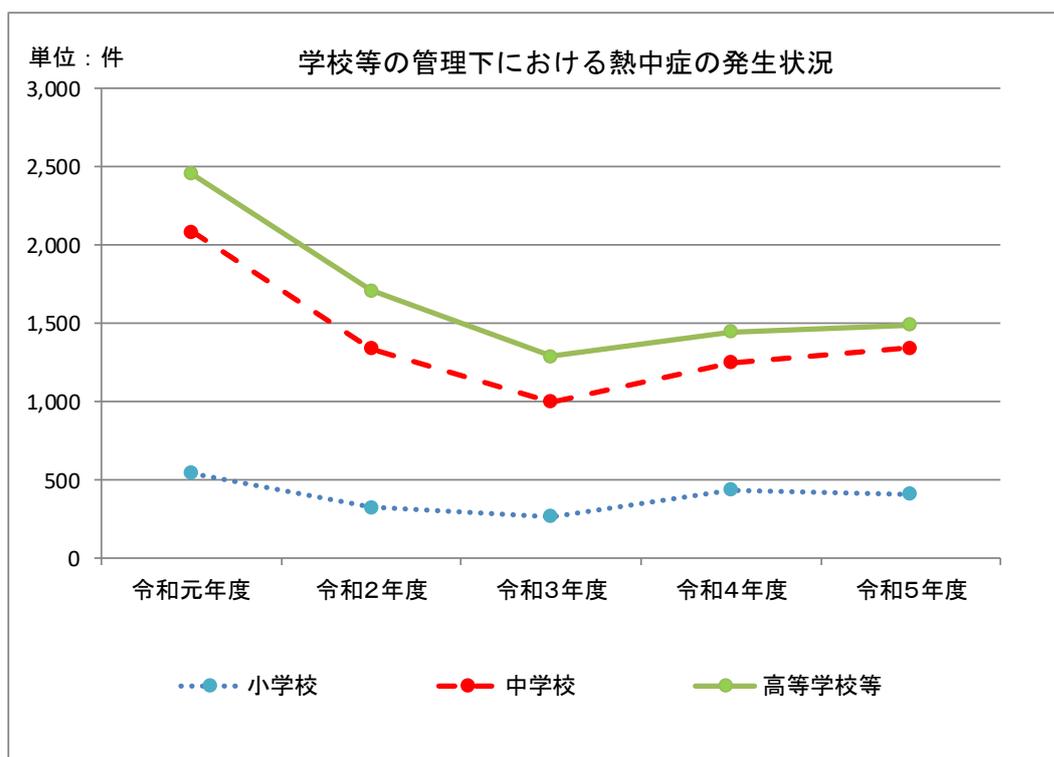
(令和 6 年 3 月 25 日 第 6 回熱中症対策推進会議資料より抜粋)

学校等の管理下における熱中症の発生状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	541	324	264	436	408
中学校	2,081	1,338	996	1,248	1,343
高等学校等	2,452	1,709	1,289	1,444	1,489
計	5,074	3,371	2,549	3,128	3,240

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は、学校等の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(令和5年度は速報値)



気象庁
令和6年「暖候期予報」夏の天候（6～8月）の見通し

		平均気温 夏（06月～08月）
北日本	日本海側	低20 並30 高50% 高い見込み
	太平洋側	
東日本	日本海側	低10 並30 高60% 高い見込み
	太平洋側	
西日本	日本海側	低10 並30 高60% 高い見込み
	太平洋側	
沖縄・奄美		低10 並20 高70% 高い見込み
<p>数値は予想される出現確率（%）です</p>		<p>平均気温 夏（6～8月）</p> <p>北日本 西日本 東日本 沖縄・奄美</p> <p>低い確率（%） 50 40 40 50 高い確率（%） <small>平均並り40</small></p>

（気象庁ウェブサイトより抜粋）

6 教体第 1 0 7 号

令和 6 年 5 月 2 1 日

各県立学校長 様

体育保健課長

(公印省略)

スポーツ用大型器具に関する事故の防止について (通知)

標記の件について、別添 (写) のとおり、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課及びスポーツ庁政策課・地域スポーツ課・参事官から通知がありました。

これまでも事故防止に必要な事項の理解と徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いをしているところですが、貴校の生徒、教職員その他の指導者等に対して事故防止のために必要な事項の理解を徹底されるとともに、活動場所・設備等の安全確保など施設設備等の点検や事故防止のための措置に十分留意いただきますよう周知願います。

記

[参考資料]

- ・令和 5 年 6 月 1 日付け 5 教体第 1 2 8 号「野球等の移動式バッティングケージの転倒等による事故防止について (通知)」

【問い合わせ先】

体育保健課 学校体育班

担当：皆良田 憲明

【TEL】 095-894-3393

【FAX】 095-894-3478

【Mail】 n-kairada@pref.nagasaki.lg.jp

学校において防球ネット等のスポーツ用大型器具による事故を防ぐため、消費者庁がこれらの器具の取扱いのポイント等をまとめた資料を公表しましたので紹介します。



事務連絡
令和6年5月16日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
スポーツ庁政策課
スポーツ庁地域スポーツ課
スポーツ庁参事官（地域振興担当）

スポーツ用大型器具に関する事故の防止について

学校において、防球ネットやゴール等、スポーツ用大型器具に関する事故が発生していることを踏まえ、消費者庁において、児童生徒や学校関係者等を対象とした注意喚起の資料が作成・公表されました。

類似の事故を防ぐためにはどのような点に注意すればよいのか、学校における事故事例とともにスポーツ用大型器具等の取扱いのポイントを紹介する内容となっています。

ついては、下記のとおり情報提供しますので、他の案件と併せて周知する等、働き方改革の観点にも留意しつつ、管下の学校等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、文部科学省において令和6年3月に公表した「学校における安全点検要領」において、バックネット・防球ネット等の点検方法について取り上げていますので、併せて御活用ください。（下記「参考資料」に資料へのリンクを掲載）

記



●資料掲載先：

スポーツ用大型器具に関する事故－取り扱いに注意しましょう－

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20240425/

【趣旨等】

学校で、防球ネットやゴール等のスポーツ用大型器具による事故を防ぐためには、十分な安全性能を備えた製品の選択、取扱説明書に沿った取扱い、日頃からの点検・整備、適切な保管・管理等が重要であり、こうした取扱いのポイント等をまとめました。

●参考資料

- ・学校における安全点検要領（令和6年3月文部科学省）

<https://anzenyouiku.mext.go.jp/anzenken/data/anzenken-all.pdf#page=61>

- ・野球等の移動式バッティングケージの転倒等による事故防止について（通知）（令和5年5月30日スポーツ庁地域スポーツ課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20230530-spt_oripara-000030420_1.pdf



【担当】

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
電話：03-6734-2966

各県立学校長 様

体育保健課長
(公印省略)

学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの
根絶について (依頼)

標記のことについて、スポーツ庁政策課企画調整室及び地域スポーツ課から別添 (写)
のとおり連絡がありました。

つきましては、貴校の体育活動に関わる全ての関係者に対し、学校における体育活動中
の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶に向けた認識の共有について、下記留意事項等
の確実な周知と指導の徹底をお願いします。

記

<留意事項> ※別添 (写) 「参考資料・情報提供」参照

○準備運動の徹底について

- ・体育活動の前には、それぞれの運動に適した準備運動を入念に行うこと

○用具等の安全確保について

- ・破損や老朽化等により安全に使用できないおそれのある用具等については使用を控えること
- ・自作の用具等を使用する場合は、その作成や使用に当たって安全性を十分に考慮するとともに、使用前に複数の教職員による安全性の点検・確認を行うこと

○運動会、体育祭等で実施される組体操について

- ・適切な安全対策を確実に講じられない場合には、実施を厳に控えること

○体罰やハラスメントの根絶について

- ・殴る・蹴る等の行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、セクシャルハラスメントと判断される言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではないという認識を共有すること

【問い合わせ先】
長崎県教育庁 体育保健課 学校体育班
担当：皆良田憲明
【TEL】 095-894-3393
【Mail】 n-kairada@pref.nagasaki.lg.jp



事務連絡
令和6年2月22日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁政策課企画調整室
地域スポーツ課

学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの 根絶について

各学校におきましては、日頃より、体育の授業、体育的行事（運動会等）及び運動部活動等の体育活動の実施に当たり、事故防止や事故の際の適切な措置等について、御配慮をいただいているところですが、依然として事故が発生していることから、引き続き事故防止対策に万全を期する必要があります。

については、各学校において下記事項及び別添の参考資料等を参考に、体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメント根絶のための取組が確実かつ適切に実施されるよう、必要な対応をお願いするとともに、学校の体育活動に関わる全ての関係者への確実な周知が行われるよう、お取り計らいをお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件について周知いただくようお願いします。

記

1 準備運動の徹底について

怪我や事故の発生を未然に防止する観点からも、体育活動の前には、それぞれの運動に適した準備運動を入念に行うようお願いします。

2 用具等の安全確保について

授業等で使用する用具等については、日常的に点検を行うなど、安全確保に努めて

いただいているところですが、引き続き、破損や老朽化等により安全に使用できないおそれのある用具等については使用を控えるなど、適切に対処を行うとともに、用具等の正しい使用方法の徹底を図ることにより、事故の発生を未然に防ぐようお願いいたします。

また、教師が様々な工夫をしながら自作の用具等を使用する場合は、その作成や使用に当たって安全性を十分に考慮するとともに、使用前に複数の教職員による安全性の点検・確認をお願いします。

3 運動会、体育祭等で実施される組体操について

組体操における安全性の確保については、これまでも依頼してきたところですが、「組体操等による事故防止について」（平成28年3月25日付け事務連絡）及び「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）も踏まえた適切な安全対策を確実に講じられない場合には、実施を厳に控えるようお願いいたします。

また、安全対策については、学校の判断のみに委ねるのではなく、教育委員会等においても安全対策の内容を把握し、その妥当性や確実な実施の可能性について責任をもって確認するとともに、必要に応じて学校への指導助言をお願いします。

4 体罰やハラスメントの根絶について

体育活動中の体罰やハラスメントについては、引き続き、根絶に向けた取組の徹底が必要です。特に部活動の体罰については、社会的にも問題となっています。「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）等において示しているとおり、殴る・蹴る等の行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、セクシャルハラスメントと判断される言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではありません。

学校においては、全教職員をはじめ、学校の体育活動に関わる全ての指導者に対し、体罰・ハラスメントの根絶に向けた認識の共有と、指導の徹底をお願いします。



【本件担当】

スポーツ庁政策課企画調整室学校体育指導係
電 話 03-6734-2674 (直通)
電子メール skikaku@mext.go.jp

スポーツ庁地域スポーツ課学校運動部活動係
電 話 03-6734-3953 (直通)
電子メール tiikisport@mext.go.jp

【スポーツ事故防止（突然死、頭頸部外傷、熱中症等）の参考資料】



「スポーツ事故防止ハンドブック」

(令和2年度スポーツ庁委託事業)

令和3年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 全学校等に配布(令和3年)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1956/Default.aspx

【骨折の事故防止の参考資料】



骨折事故防止パンフレット「なくそう!骨折事故」

(令和3年度スポーツ庁委託事業)

令和3年10月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1978/Default.aspx

【重大事故の情報提供】



「学校安全ナビ」

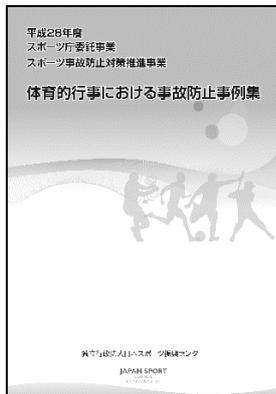
令和4年度4回(3月・6月・9月・12月)発行

独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 全学校等に配布

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/996/Default.aspx>

【組体操を含む体育的行事における事故防止に関する参考資料】



「体育的行事における事故防止事例集」

(平成28年度スポーツ庁委託事業)

平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 全小学校・中学校等に配布(平成29年)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx

【運動部活動指導の参考資料】

「運動部活動での指導のガイドライン」

平成25年5月 文部科学省 ※ 全中学校・高等学校に配布(平成25年)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406072.htm

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

令和4年12月 スポーツ庁・文化庁

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_ori para-000026750_2.pdf

「野球等の移動式バッティングケージの転倒等による事故防止について(通知)」 事務連絡(令和5年5月30日) スポーツ庁地域スポーツ課

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1419028_00008.htm